

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

死亡後に納期の到来する固定資産税と債務控除

Q：父が今年の3月に死亡しました。その父が所有していた不動産の固定資産税の納税通知書が送られてきたのですが、納期は5月、7月、10月、来年1月の各末日となっています。

このように、死亡後に納期の到来する固定資産税も相続税の債務控除の対象になりますか。

A：債務控除の対象になります。

【解説】

道府県民税、固定資産税及び市町村民税のように地方税法に賦課期日の定めのある地方税については、その賦課期日において納税義務が確定したものととして取り扱うものとされています。

したがって、この賦課期日後に相続の開始があった場合には、その賦課期日に係る固定資産税等については、納期が未到来のものであっても、債務として控除することができます。

固定資産税の賦課期日は、その年度の初日の属する年の1月1日とされていますので、ご質問に係る固定資産税は本年1月1日にその納税義務が確定したものととして取り扱われ、全額を相続税の債務控除の対象とすることができます。

